議第５５号

財産（消防団消防ポンプ自動車）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定により議決を求める。

令和７年５月１２日提出

高山市長　　田　中　　明

記

１	財産の種類等	消防団消防ポンプ自動車　２台
２	取得の金額	４９，９４０，０００円
３	取得の相手方	高山市江名子町５７０番地１７ 株式会社トータルサービス 代表取締役　瀧根　大樹
４	設置場所	高山市大新町１丁目８１番地 高山市消防団高山支団第１分団第２班（八幡班） 高山市本母町４４２番地３ 高山市消防団高山支団第３分団第２班（松本班）
５	取得の時期	令和７年度